守っていますか？

犬の散歩マナーとルール

散歩は適切な長さでつないで行いましょう

（散歩中の犬に飛びつかれた、すれ違いざまに犬に咬まれた等の事故も起きています）

犬の放し飼い及びノーリードでの散歩は「滋賀県動物の保護および管理に関する条例」で禁止されています。

大人しく、しつけが行き届いている犬でも、犬が苦手な人や小さな子供にとっては、つながれていないことに不安や恐怖を感じるものです。犬の散歩は必ずリードを付け適切な長さに持って行いましょう。

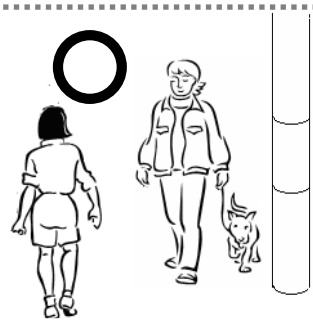

歩道など狭い道で歩行者とすれ違うときはリードをさらに短く持ち、歩行者と飼い犬の間に飼い主が入る位置取りにすると、より安全で、犬が苦手な方にも不快感を与えません。

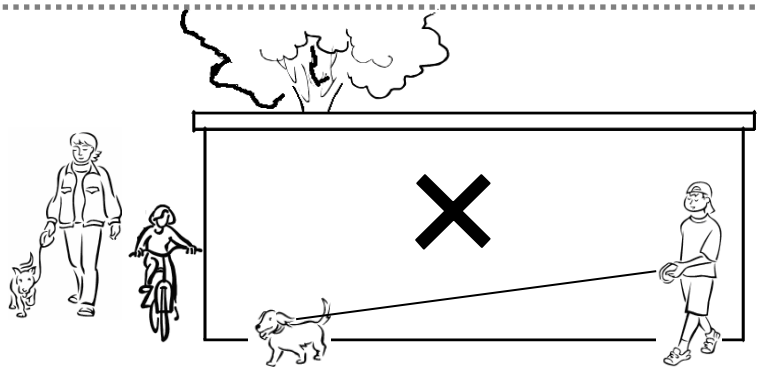

伸縮するタイプのリードは、周りの人や犬に危険がないような配慮が必要です。
人のいない広場以外（道路等）で伸びる状態にしておくと大変危険です。

飼い犬が事故を起こしたときは…

飼い犬が万が一、人を咬むなどの事故を起こしてしまった場合は、滋賀県動物の保護および管理に関する条例第11条に基づき、大津市動物愛護センター（大津市外での事故の場合は事故が起きた場所を管轄する最寄の保健所など）に届け出をし、人を咬んでしまった事故の場合は、狂犬病の疑いの有無について、直ちに獣医師（動物病院など）にその犬を検診させなければなりません。

令和元～３年度の咬傷事故件数

咬傷事故の件数39件中全てが飼い犬もしくは飼い犬と思われる犬による事故です。

【事故発生時における犬の状況】
○つないで運動中：15件
○施設につないでいるとき：2件
○所有者不明犬・他：22件

【事故の発生場所】
○公共の場所：37件
○犬舎等の周辺：2件

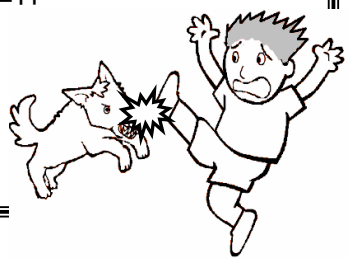

マーキング

オスメスにかかわらず、他人の家の門柱や塀、電柱など不適切な場所でのマーキングをさせないようにしましょう。

フンの持ち帰り

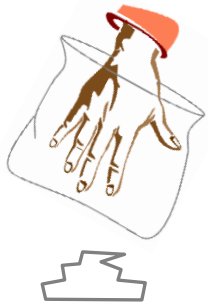

愛犬がしたフンは必ず持ち帰り適切に処理しましょう。

放置されたフンは不衛生で街の景観を損ね、犬の飼い主全体の印象を悪くします。

散歩中のマーキング対策

通常、犬がマーキングするときには匂いをかいで場所を決めます。犬がマーキングしそうな場所（電柱、門柱など）の匂いをかぐような仕草をしたら、足早にその場を通りすぎるようにし、マーキングする間を与えないようにします。自宅の庭など差し障りのない場所だけ匂いをかがせ、マーキングする間を与えます。

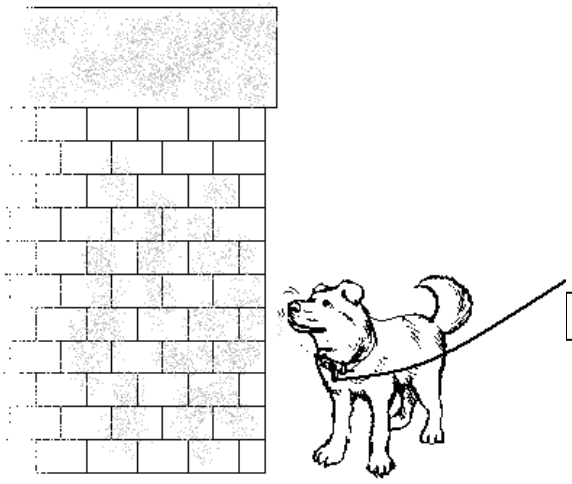

マーキングする目標物に近づいたり、匂いをかぎだしたりしたら…

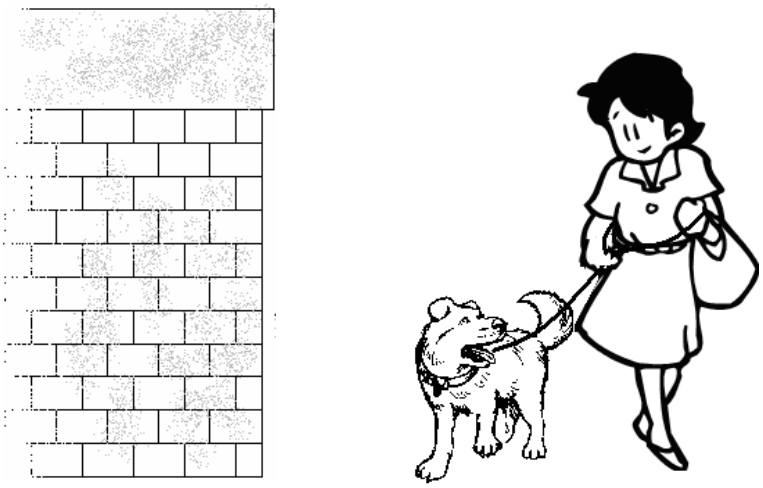

リードを短くしてすぐに早足で歩きだし、マーキングする間を与えないようにしましょう。

大津市動物愛護センター

〒520－0246　大津市仰木の里1丁目24番2号

TEL　077-574-4601　FAX 077-574-4550